

「令和2年度山梨県主任介護支援専門員専更新研修」の中止に伴う 主任介護支援専門員の資格及び介護支援専門員証の有効期間の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置として、「令和2年度山梨県主任介護支援専門員更新研修」(以下「主任更新研修」という。)は中止することいたしました。

これにより、主任更新研修を修了できないまま主任介護支援専門員の資格の有効期間満了日を迎えてしまう方について、令和2年2月25日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取り扱いについて」並びに、同年3月18日付け事務連絡(2月25日付け事務連絡の第2報)に基づき、特例として、現在の主任介護支援専門員資格の有効期間満了日から概ね1年間延長し、主任介護支援専門員の資格を喪失しない取扱いといたします。

つきましては、今年度主任更新研修の受講を予定していた方のうち、次の該当者は以下のとおり主任介護支援専門員資格の有効期間延長の申請をしてください。

また今年度の主任更新研修修了をもって介護支援専門員証を更新される予定の方については介護支援専門員証の延長も併せて申請することができます。

県が申請を受理した後、有効期間満了日の概ね1年後まで証の有効期間を延長したことを証明する「臨時的な取扱い証明書」を発行し、申請者あてに順次発送いたします。

なお、臨時的に延長された証明書の有効期間内に、必ず更新に必要な研修を受講し、修了証が交付された後、所定の更新申請手続きをとってください。

《臨時的な取扱い例》

現在の有効期間満了日 延長申請後の有効期間満了日
令和2年11月13日 → 令和4年3月31日

対 象 者： ①山梨県登録の介護支援専門員証をお持ちの方で、令和3年12月31日までに主任介護支援専門員研修(更新を含む)の修了証明書の有効期間が満了する者
②①に該当し、かつ介護支援専門員証も令和3年12月31日までに有効期間が満了する者

必要書類： ①主任介護支援専門員証有効期間延長申請書 (別紙様式)
 ※山梨県健康長寿推進課のホームページからもダウンロード可
 ②現在交付されている介護支援専門員証の写し(コピー)
 ③返信用封筒(宛先、氏名を記入したもの) ※切手は不要

対象者①、②ともに
全て必要です

提出期日：主任介護支援専門員資格の有効期間満了日又は令和2年11月30日(月)のいづれか早い方

送 付 先：〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1
山梨県福祉保健部健康長寿推進課介護サービス振興担当 宛

また、来年度の主任介護支援専門員に係る法定研修については、感染症の状況をみながら随時開催について判断していく予定です。受講者の皆様には、御不便をおかけしておりますが、今後急な変更等が生じる可能性もありますので、山梨県のホームページを随時御確認くださいますようお願いいたします。

山梨県健康長寿推進課介護サービス振興担当
(Tel:055-223-1455)